

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社レオクラン			コード	7681				
提出日	2025/11/28	異動（予定）日		2025/12/18					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小笠原士郎	社外取締役	○															
2	山崎 和	社外取締役	○														新任	有
3	太田尚志	社外監査役	○															
4	松本淳一	社外監査役	○															
5	西村 猛	社外監査役	○															

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		税理士として長年に亘り培った豊富な会計・税務知識と知見を有し、また税理士法人、所属会社での代表としての経験を通じた企業経営に関する幅広い見識から、当社の経営監督機能の強化と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2		長年の企業経営実務経験で培われた企業経営に関する豊富な知見をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言をいただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3		長年に亘り管理部門を中心として、業界での幅広く豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、当社の今後のコーポレートガバナンスの強化と企業価値の向上に適任であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4		長年の企業経営実務経験で培われた優れた専門的な知識・経験等をもとに、非常勤ではありますが、取締役の意思決定、業務執行の適法性について、厳正な監査をしていただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5		長年にわたる公認会計士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験等をもとに、非常勤ではありますが、取締役の意思決定、業務執行の適法性について、厳正な監査をしていただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

（この欄は未記入）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。